

# 令和6(2024)年度アドベンチャートラベル推進事業企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和6(2024)年度アドベンチャートラベル推進事業

## 2 委託期間

契約の日から令和7(2025)年3月21日(金)まで

## 3 事業目的

本県は、豊富な自然、歴史、文化資源のもと、屋外でのアクティビティを東京圏から手軽に来訪し楽しむことができる強みを持っている。このような本県の強みを活かし、コロナ禍であった令和3年度から「密にならない観光地」としてブランディングし、アウトドアやサイクリングのテーマにより、海外へ魅力を発信してきた。

そこで、本事業では、それらの事業を継承し、「アクティビティ」「自然」「文化体験」を構成要素として、今後グローバル市場で拡大が見込める新たな旅行形態である「アドベンチャートラベル」を、本県ならではのストーリー性を加味しながら、海外メディアを活用した情報発信を通して、推進することにより、外国人観光客の本県の宿泊者数の増加、認知度向上及び消費額増加を図ることを目的とする。

## 4 業務内容

本県が対象市場とする米国のアドベンチャートラベルを好む層に訴求力のあるメディアを招請し、メディア掲載による情報発信のフォローアップを実施すること。

### (1) 招請

#### ①招請メディアの選定・調整

- 米国においてアドベンチャートラベル(アクティビティ、自然、文化体験)を含んだ観光情報の掲載実績があるメディア2社を招請すること。
- 招請を予定するメディアの選定理由(媒体の発行数、掲載期間、閲覧者数、発信対象等)を企画提案書に具体的に記載すること。
- 招請を予定するメディアは現地からの招請が望ましいが、米国に本社のあるメディアの日本支社等の記者や選定するメディアへの掲載実績がある記者であれば国内からの招請も可とする。

#### ②取材コースの企画・調整・手配・運営

- 取材時期、期間については、令和6(2024)年9月から11月の間に実施し、3泊4日以上行程とすること。
- 提案する取材コースは、アドベンチャートラベルの構成要素である「アクティビティ」「自然」「文化体験」を全て含むことを前提に、多様な価値観に触れることができるテーマ性やストーリー性のあるものとし、企画提案書に想定する旅程及び各視察施設・スポット等について選定理由を具体的に記載すること。
- 被招請者の交通、宿泊、飲食、取材の手配(支払を含む)を行うこと。
- 被招請者が日本語を解さない場合、全行程において、取材、撮影等が滞りなく行うことができるよう通訳を1名手配すること。
- 取材時期、コース等の詳細については、企画提案の内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

### ③アンケートの作成・配布・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

○作成するアンケートについては、委託者と協議し、事前に内容の確認を受けることとし、今後の本県アドベンチャートラベルに向けた検討材料となるものとする。

○招請事業実施後速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行うこと。

## (2) 情報発信

### ①発信内容

○被招請者が発信する記事は、取材コースで立ち寄った視察施設・スポット等を中心に、アドベンチャートラベルを好む層に訴求力のある体験コンテンツ（アウトドア及び文化体験）や自然、宿泊施設等を魅力的に紹介する内容とすること。

○記事を日本語から翻訳する場合は、英語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

### ②メディア掲載方法（媒体）・時期等

○記事の具体的な掲載方法（媒体）や時期、スケジュール等を企画提案書に記載すること。

○掲載時期等の詳細については、企画提案の内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

### ③メディア掲載フォロー

○被招請者から情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し、被招請者へ提供すること。また、写真等の素材は、委託者から提供を受けることも出来る。

○記事等の校正について、原則として受託者の責任で行うこと。

## 5 留意事項

(1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。

(2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。

(3) 委託者との連絡調整等を密に行うこと。

(4) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、対応するものとする。

(5) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。

(6) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。

(7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(9) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

(10) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(11) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講ずること。

## 6 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
  - (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
  - (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
  - (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
  - (5) 見積額（概算及び内訳）
- ※ 記載順序は任意とする。

## 7 成果物の作成

- (1) 効果測定の実施  
評価指標は次のとおりとする。
  - 被招請者：対象市場においてアドベンチャートラベルを含んだ観光情報の掲載実績があるメディア2社（各社1名計2名以上）
  - 記事掲載：メディア掲載2件以上（各社1件計2件以上）
- (2) 提出物
  - 事業実施報告書 A4カラー冊子1部及びDVD-ROM1枚またはUSBメモリ1個
  - メディアへ掲載した記事データ

※ 全て同じDVD-ROM1枚またはUSBメモリに格納してもよい

  - 紙媒体で発信した場合は媒体2部
- (3) 提出期限等
  - 提出期限 令和7（2025）年3月21日（金）
  - 提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）

※ 提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。

## 8 特記事項

- (1) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、委託者が必要と認めるとき行うものとする。